

マイナンバーカードを使って住民票などが コンビニエンスストアで取得できます

問合せ先 市民保健課市民係（窓口②） ☎2215

取得できる証明書	利用できる店舗	利用できる時間
住民票の写し	セブン・イレブン	6時30分～23時
印鑑登録証明書	ファミリーマート	(年末年始・システム休止日を除く)
所得証明書	ローソン	※戸籍謄抄本・附票については、 8時30分～17時15分
課税（非課税）証明書		
戸籍全部（個人）事項証明書（※）		
戸籍の附票の写し（※）		

※下田市に本籍がある方

利用時の注意

- 下田市に住居登録がない方が戸籍を取得する場合は、事前にマルチコピー機から利用申請が必要です。（承認まで5日程度かかります）
- 15歳未満の方、成年被後見人、戸籍に異動のあった方、同じ住民票に転出予定の方がいる場合は利用できません。
- 暗証番号を3回連続で間違えた場合にはカードが利用できなくなります。

※10月8、22日（金）は、マイナンバーカード交付のための窓口を延長します。



マイナンバー

11月・12月は、税の滞納整理強化月間です!!

～納期内納付をお願いします～

問合せ先 税務課収納係・滞納対策係（窓口⑦） ☎2218



市税は、市民の皆さまの安心で健康的な生活を維持するためのまちづくりを支える大切な財源です。多くの納税者の方に決められた納期限までに納めていただいておりますが、残念ながら様々な理由で滞納されている方もいます。

このようなことから、県内の全市町は、県と連携して納期内納付をされている方との公平性を保つため、11月から12月までの2か月間を「滞納整理強化月間」に設定して、滞納処分の強化に取り組みます。

【市税の滞納解消に向けて】

近年の景気の低迷により、市税収入が減少している中で、市税の滞納は市財政を圧迫する大きな要因となっています。令和2年度の徴収率は、95.0%と前年度に比べやや向上していますが、依然厳しい状況にあります。

市税の滞納は、市民の皆さまの行政サービスに大きな影響を与えます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

市税収納状況（単位：百万円）

年度	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
現年課税	2,863	2,810	98.1%	2,873	2,818	98.1%	2,830	2,768	97.8%
滞納繰越	193	56	29.1%	150	46	30.2%	129	43	33.7%
合計	3,056	2,866	93.8%	3,023	2,863	94.7%	2,959	2,811	95.0%

※金額は、一般会計市税（市民税、固定資産税、軽自動車税等）の決算数値

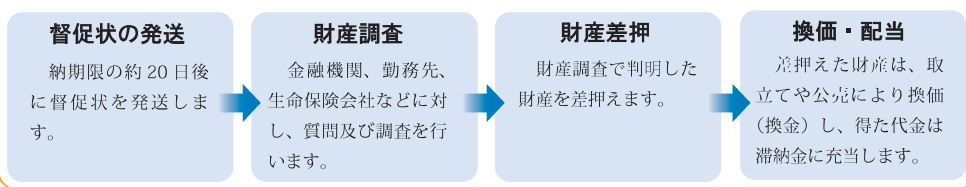
【滞納処分の強化について】

税務課では、督促状や催告書を送付しても応答がなく、納付できるにもかかわらず納付のない滞納者に対しては、「賀茂地方税債権整理回収協議会」と連携して、財産調査を行った上で、差押、捜索、公売などの滞納処分を行います。徴収困難な滞納者については、地方税の滞納整理の専門機関である静岡地方税滞納整理機構に移管し、滞納処分の強化を図ります。

静岡地方税滞納整理機構移管実績

年度	移管件数	差押等による徴収金額
平成29年度	15件	8,080千円
平成30年度	15件	14,717千円
令和元年度	15件	9,085千円
令和2年度	15件	11,576千円

滞納処分の流れ



【賀茂地方税債権整理回収協議会の取組】

平成28年4月から、静岡県と賀茂地域6市町で「賀茂地方税債権整理回収協議会」を設置し、市町税の共同徴収に連携して取り組み、滞納者には財産調査、差押、捜索などの滞納処分の強化を行ってきました。

賀茂6市町の体制で取組を続けた結果、設置後の5年間で市税全体の徴収率は6.5%向上し、収入未済額は約2億9千万円縮減しました。

今後も引き続き、徴収体制の維持・強化に取り組んでいきます。

【困ったときは、早めのご相談を！】

病気や失業、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減などの特別な事情があり納付が困難な方や、納付が遅れている方は、お早めに税務課収納係・滞納対策係（窓口⑦） ☎2218 にご相談ください。

10月24日は

参議院静岡県選出議員補欠選挙

投票日

参議院静岡選出議員の辞職理由とした補欠選挙が執行されます。
投票日 10月24日（日）
選挙区 静岡県
欠員 1名
任期 令和4年7月まで

投票ができる方

平成15年10月25日までに生まれた人で、令和3年7月6日までに転入届を提出し、引き続き3か月以上下田市に住まいの方
※他市町村から転入した方
令和3年7月7日以降に県内の市町村から転入した方は、下田市では投票できませんが、前住所地で投票できる場合がありますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

期日前投票

投票日に仕事、用事などで投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

手帳等の区分	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、盲腸、小腸の障害	1級または3級
	肝臓、免疫の障害	1級、2級または3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、盲腸、小腸の障害	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護認定区分が「要介護5」の方	

次の表に該当する方は、郵便による投票ができますので、下田市選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便による不在者投票

選挙期間中、仕事などで市外に滞在している方は、滞在地の選挙管理委員会に不在者投票ができます。事前に下田市選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。

不在者投票

期間 10月8日（金）～23日（土）
時間 8時30分～20時
会場 市役所 別館健診室

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症により自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は「特例郵便等投票」ができますので、下田市選挙管理委員会にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症対策について

- 鉛筆を持参し、投票用紙に記入することができます。
- 咳エチケット、マスクの着用、来場前後の手洗いに協力ください。
- 周りの方との距離を保つようお願いします。

期日前の分散投票にご協力ください！
期日前投票の最終日に近づくほど混雑が予想されます。早めの期日前投票にご協力ください。



問合せ先 下田市選挙管理委員会事務局
☎2211